

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
役員等の給与、報酬及び旅費規則

(昭和46年11月29日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の理事、監事及び評議員に対する給与、報酬及び旅費の額並びにその支給方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団の事務局及び各施設を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員は、非常勤とする。

(報酬等)

第3条 事業団の常勤役員には、給料、期末手当（以下「報酬」という）及び通勤手当を支給することができる。

ただし、兵庫県から派遣された職員が常勤役員となる場合は、兵庫県と締結した職員の派遣協定書の規定に基づく手当を報酬として支給する。

- 2 前項の報酬の総額は別表1に定める額の範囲内で評議員会において決定することとし、通勤手当の額は、「職員給与規則」又は「嘱託員等にかかる通勤に要する交通費の実費支給要領」の定めによるものとする。
- 3 事業団の非常勤役員及び評議員は、その勤務日数に応じて、別表2に定める額を、解嘱のときは退職慰労記念品を支給することができる。

(重複給与等の調整)

第4条 常勤役員となる者が、定款第25条各項に定める職員として、給与等が支給される場合には、役員としての報酬を支給しない。県の行政職が、非常勤役員を兼ねている場合も同様とする。

(費用の弁償)

第5条 事業団の役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

(旅費の支給)

第6条 旅費は、事業団の役員等がその担当する業務を行うための、旅行又は役員会等の会議に出席し、あるいは旅行したときに支給する。

(旅費の種類及び額)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とし、その額は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団旅費規則を準用する。

(支給の方法)

第8条 常勤役員に対する報酬及び手当の支給方法については、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団給与規則に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬及び手当の支給方法については、出席の都度、現金で支給する。

(年金共済)

第9条 常勤役員は、社会福祉法人全国社会福祉事業団協議会年金共済規程の定めるところにより加入者資格を取得することができる。

(公表)

第10条 事業団は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年12月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団役員等に関する報酬及び費用弁償規則（昭和39年9月14日制定）は、廃止する。

(給与等の特例)

3 別に定める役員の給与等は、第3条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年5月17日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の第7条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年度定時評議員会において承認された日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年度定時評議員会において承認された日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、評議員会において承認された日（令和2年3月31日）から施行する。

附 則

この規則は、評議員会において承認された日（令和3年3月30日）から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬額）

役 職 名	報酬額（年額）
理 事 長	9, 0 0 0, 0 0 0 円以内
副理事長	9, 0 0 0, 0 0 0 円以内
専務理事	9, 0 0 0, 0 0 0 円以内
常務理事	8, 1 0 0, 0 0 0 円以内
監 事	3, 5 0 0, 0 0 0 円以内

別表 2（非常勤役員及び評議員の報酬額）

(1) 理事

	日 額
理事会への出席の他、 法人・施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円

(2) 監事

	日 額
理事会・評議員会への出席の他、 法人・施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席の他、 法人・施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円